

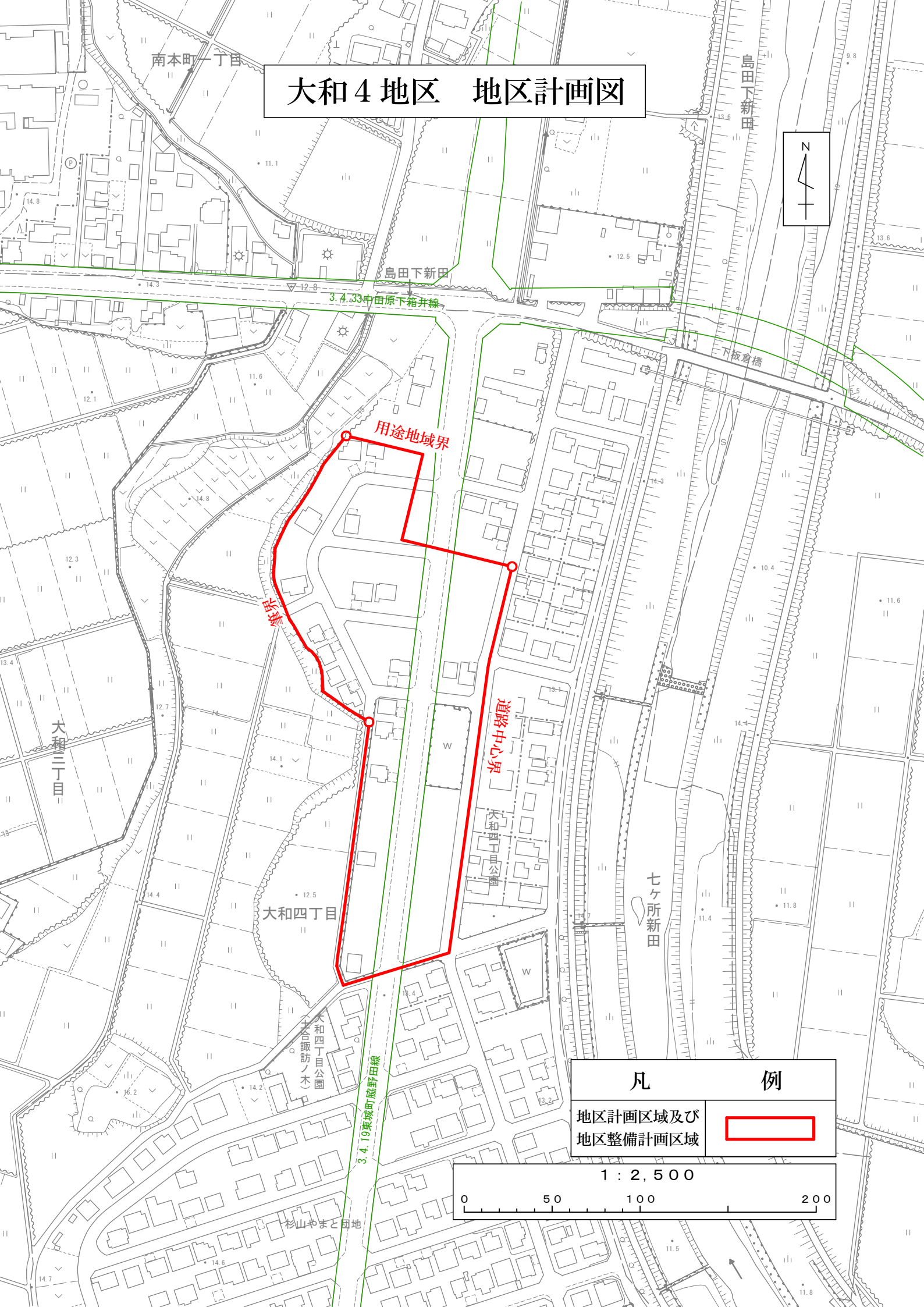
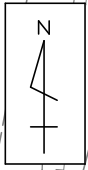
20. 大和 4 地区 地区計画

令和元年 11 月 28 日 告示

名 称		大和 4 地区 地区計画
位 置		上越市大和 4 丁目
面 積		約 2.4 ha
区域の整備、開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、市街地の南部に位置し、上越妙高駅の建設に伴い周辺の道路も整備され、市の南部地域における新たな住宅地として今後の発展が期待されている。また、周辺部は既存の集落と住宅団地の開発により、住宅地としての土地利用が進んでいる。</p> <p>このため、地区計画を策定し、住宅系の適正な用途制限を行うことにより、既存住宅団地と一体的となった良好な住環境を保全する。</p>
	土地利用の方針	隣接する既存住宅地との調和を図りながら、良好な居住環境を保全し、良好な住宅地の整備を図る。
	建築物等の整備の方針	住宅地の良好な環境形成及び保全のため、一宅地当たりの敷地面積及び壁面位置等の適正な制限を設けることにより、雪に強いまちづくりを行う。
地区整備計画	面 積	約 2.4 ha (第一種中高層住居専用地域)
	建築物等に関する事項	<p>建築物 (公衆便所、巡査派出所及びその他これらに類する建築物で公益上必要なものは除く。) の敷地面積の最低限度は、210 m²以上とする。</p>
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁面又はこれに代わる柱の外表面から敷地境界線までの距離は、次に掲げるものとする。ただし、独立した建築物で物置又は車庫に類する用途に供し、軒の高さが 2.3m 以下のものにあつては 60 cm 以上とする。</p> <p>(1)道路境界線より 1.0m 以上 (2)隣地境界線より 1.0m 以上</p>

地区計画の区域は、計画図表示のとおり

大和4地区 地区計画図



凡 例

地区計画区域及び
地区整備計画区域



1 : 2,500

